

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

■主な修正案の内容

1 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

令和7年10月3日原子力災害対策指針の改正により、屋内退避の運用について明記されたことを踏まえ、以下のことについて修正および追記

(1) 屋内退避中の住民等の一時的な外出および屋内退避の継続判断について

(該当箇所)

頁	現行	修正後
60	<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、<u>UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請ならびに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u> <u>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、もしくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。</u></p>	<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。<u>屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や、住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとされている。</u> <u>なお、屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として国が行い、それ以降は日々行うものとされている。</u></p>

(2) 屋内退避の解除の要件について

(該当箇所)

頁	現行	修正後
61	<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>6 国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないことおよび既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の解除を行うこととされている。</u></p>





(参考) 屋内退避の運用について(原子力規制庁資料から抜粋)

3. 屋内退避の運用 (1) 一時的な外出 (①住民)



- 屋内退避の指示が出ている間も、**生活の維持に最低限必要な一時的な外出**は可能です。
- 放射性物質の放出の可能性がさらに高まった場合は、外出を抑える旨の注意喚起を行います(典型的なケースでは放出の数時間程度前)。その際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要です。

一時的な外出とは、どのようなものが該当しますか？

 <p>①物資の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所で支給される物資の受取り ・小売店での物資の購入 	 <p>②家屋の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の屋根等の雪下ろし ・家屋周辺の除雪作業 	 <p>③緊急の医療を受ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診 ・処方された医薬品の購入 	 <p>④動物の世話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外飼いのペットや家畜等の給餌
---	--	---	---

外出時に防護装備等の特別な対策は必要ありません。
 ※国や地方自治体から外出を抑える旨の注意喚起があった場合に、速やかに屋内退避を行う場所に移動できるようにすることが重要です。

2 原子力規制委員会告示の一部改正を踏まえた修正

高速増殖原型炉もんじゅが、廃止措置の進捗により、原子力緊急事態に至るリスクが小さくなったことから、原子力規制委員会が指定する「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された施設」に加えられたことが、令和7年5月19日告示された。

これにより、原子力災害対策指針において、もんじゅのPAZの設定は不要、UPZはおおむね半径5kmで設定されることとなったため、長浜市および高島市がもんじゅのUPZに含まれなくなったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲にかかる事業所名からもんじゅを削除。

今後も引き続き、原子力事業者と締結した安全協定等を活用し、もんじゅの安全確保等に関する情報を常に把握するよう努める。

(該当箇所)

頁	現行	修正後																						
8	<p>別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市^㉒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名^㉑</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市^㉒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所(2号炉)^㉑</td> <td>長浜市、高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>高速増殖原型炉もんじゅ^㉑</td> <td>長浜市、高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所(3号炉)^㉑</td> <td>長浜市、高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所(3・4号炉)^㉑</td> <td>高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所^㉑</td> <td>高島市^㉒</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名 ^㉑	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 ^㉒	敦賀発電所(2号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒	高速増殖原型炉もんじゅ ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒	美浜発電所(3号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒	大飯発電所(3・4号炉) ^㉑	高島市 ^㉒	高浜発電所 ^㉑	高島市 ^㉒	<p>別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市^㉒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名^㉑</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市^㉒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所(2号炉)^㉑</td> <td>長浜市、高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所(3号炉)^㉑</td> <td>長浜市、高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所(3・4号炉)^㉑</td> <td>高島市^㉒</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所^㉑</td> <td>高島市^㉒</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名 ^㉑	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 ^㉒	敦賀発電所(2号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒	美浜発電所(3号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒	大飯発電所(3・4号炉) ^㉑	高島市 ^㉒	高浜発電所 ^㉑	高島市 ^㉒
事業所名 ^㉑	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 ^㉒																							
敦賀発電所(2号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒																							
高速増殖原型炉もんじゅ ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒																							
美浜発電所(3号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒																							
大飯発電所(3・4号炉) ^㉑	高島市 ^㉒																							
高浜発電所 ^㉑	高島市 ^㉒																							
事業所名 ^㉑	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 ^㉒																							
敦賀発電所(2号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒																							
美浜発電所(3号炉) ^㉑	長浜市、高島市 ^㉒																							
大飯発電所(3・4号炉) ^㉑	高島市 ^㉒																							
高浜発電所 ^㉑	高島市 ^㉒																							
84	<p>(別添1) 表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉、<u>高速増殖原型炉もんじゅ</u>)</p>	<p>(別添1) 表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉)</p>																						



3 活動調整会議の設置

令和6年能登半島地震において、実動機関（警察・消防・自衛隊等）を統括・調整する機能が不十分であったことや、実動機関が保有する情報の共有に苦慮したことが課題とされたことなどから、広域的支援部隊の総合的な連携・調整を図るため、防災基本計画に規定される「活動調整会議」を本県でも設置することとなったことを受け追記。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
第8節 救助・救急対策計画		
68	<p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>(略)</p> <p><u>第4 活動調整会議の設置</u></p> <p><u>県は、緊急消防援助隊の応援を要請し、かつ消防応援活動調整本部を設置した場合、消防の応援等の総合調整を行うことから、広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など)の派遣を要請した場合、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的に災害対策本部に活動調整会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</u></p> <p><u>また、救助機関が相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動調整会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るものとする。なお、活動調整会議については、必要に応じて市町災害対策本部に設置される市町の活動調整会議や災害現場における現地合同調整所から情報を得て、活動調整を行うものとする。</u></p>

4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の記載の統一

資料1-3別添1に示した表1から表4に記載の地域(大字)は、原子力災害対策指針に定められている原子力施設から半径30km内の地域、または県の放射性物質拡散シミュレーションにおいて放射線量が高い地域を一部でも含む大字だが、その中であっても、原子力施設からおおむね半径30km外の場所またはシミュレーション上で放射線量が高くない場所に存在する地域コミュニティ(区・自治会)については、当該地域コミュニティ(区・自治会)の住民を避難の対象としていない。

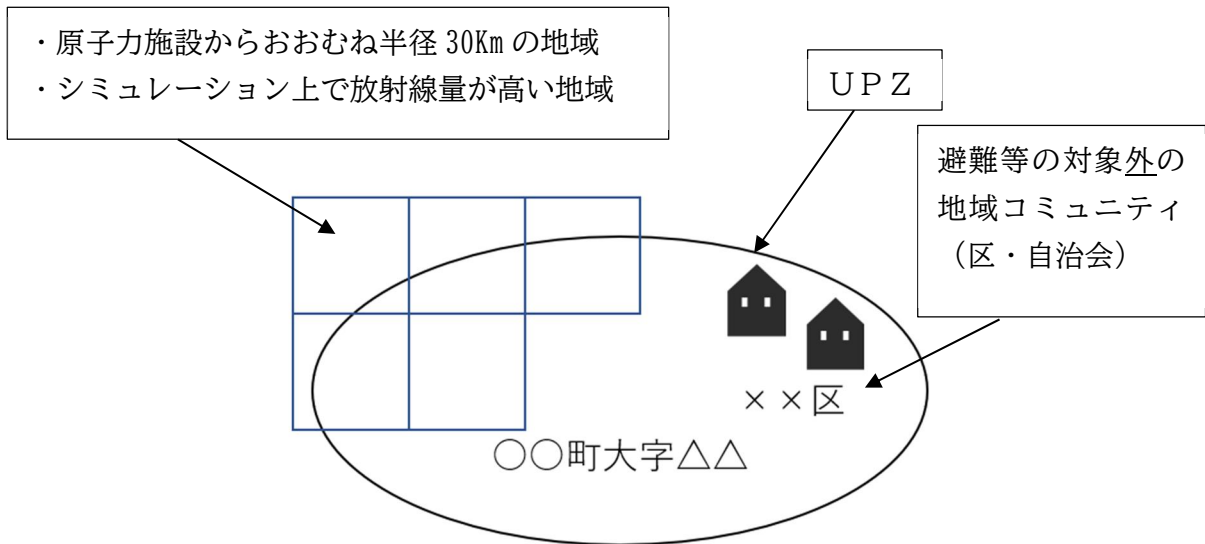
以上のことから、上述に該当する大字については、大字の全ての地域がUPZであるとの誤解を生じさせないように大字名の後ろに「の一部」を追記し、備考欄に「コミュニティ(区・自治会)なし」、または対象とするコミュニティ名等を記載する。

(該当箇所)

頁	修正前	修正後	修正理由																																																								
83	(別添1) 表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (敦賀発電所2号炉) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(長浜市地域)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>長浜市 小谷上山田町</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>高島市 安曇川町上古賀</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> 注: <u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u>	(長浜市地域)		備考	1	長浜市 小谷上山田町		(略)			57	高島市 安曇川町上古賀		(略)			(別添1) 表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (敦賀発電所2号炉) <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>市名</td> <td>町丁大字名</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>長浜1</td> <td>長浜市</td> <td>小谷上山田町</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>高島57</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町上古賀の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> 注: <u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u>	No.	市名	町丁大字名	備考	長浜1	長浜市	小谷上山田町		(略)				高島57	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	(略)				・記載の適正化																					
(長浜市地域)		備考																																																									
1	長浜市 小谷上山田町																																																										
(略)																																																											
57	高島市 安曇川町上古賀																																																										
(略)																																																											
No.	市名	町丁大字名	備考																																																								
長浜1	長浜市	小谷上山田町																																																									
(略)																																																											
高島57	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																								
(略)																																																											
84	表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉、高速増殖原型炉もんじゅ) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(長浜市地域)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>長浜市 小谷上山田町</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	(長浜市地域)		備考	1	長浜市 小谷上山田町		(略)			表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉) <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>市名</td> <td>町丁大字名</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>長浜1</td> <td>長浜市</td> <td>小谷上山田町</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>	No.	市名	町丁大字名	備考	長浜1	長浜市	小谷上山田町		(略)				・原子力規制委員会告示の一部改正により高速増殖炉もんじゅに係る県内のUPZを削除																																			
(長浜市地域)		備考																																																									
1	長浜市 小谷上山田町																																																										
(略)																																																											
No.	市名	町丁大字名	備考																																																								
長浜1	長浜市	小谷上山田町																																																									
(略)																																																											
88	(略) <table border="1"> <tr> <td>60</td> <td>高島市</td> <td>朽木麻生</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町南古賀の一部(対象区なし)(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町田中の一部(泰山時区自治会のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>高島市</td> <td>武曾横山の一部(対象区なし)(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>高島市</td> <td>新旭町安井川の一部(川原市区自治会を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> 注: <u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u>	60	高島市	朽木麻生		(略)				70	高島市	安曇川町南古賀の一部(対象区なし)(注)		71	高島市	安曇川町田中の一部(泰山時区自治会のみ)		72	高島市	武曾横山の一部(対象区なし)(注)		73	高島市	新旭町安井川の一部(川原市区自治会を除く)		(略)				(略) <table border="1"> <tr> <td>高島60</td> <td>高島市</td> <td>朽木麻生の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>高島70</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町南古賀の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島71</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町田中の一部</td> <td>泰山時区自治会のみ</td> </tr> <tr> <td>高島72</td> <td>高島市</td> <td>武曾横山の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島73</td> <td>高島市</td> <td>新旭町安井川の一部</td> <td>川原市区自治会を除く</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> 注: <u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u>	高島60	高島市	朽木麻生の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	(略)				高島70	高島市	安曇川町南古賀の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	高島71	高島市	安曇川町田中の一部	泰山時区自治会のみ	高島72	高島市	武曾横山の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	高島73	高島市	新旭町安井川の一部	川原市区自治会を除く	(略)				・記載の適正化
60	高島市	朽木麻生																																																									
(略)																																																											
70	高島市	安曇川町南古賀の一部(対象区なし)(注)																																																									
71	高島市	安曇川町田中の一部(泰山時区自治会のみ)																																																									
72	高島市	武曾横山の一部(対象区なし)(注)																																																									
73	高島市	新旭町安井川の一部(川原市区自治会を除く)																																																									
(略)																																																											
高島60	高島市	朽木麻生の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																								
(略)																																																											
高島70	高島市	安曇川町南古賀の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																								
高島71	高島市	安曇川町田中の一部	泰山時区自治会のみ																																																								
高島72	高島市	武曾横山の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																								
高島73	高島市	新旭町安井川の一部	川原市区自治会を除く																																																								
(略)																																																											

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																
89	<p>表3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (大飯発電所3、4号炉)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(高島市地域)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>高島市</td> <td>今津町角川</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>高島市</td> <td>朽木荒川</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>高島市</td> <td>朽木平良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>高島市</td> <td>朽木古川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町上古賀</td> <td></td> </tr> </table> <p>注：<u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u></p>	(高島市地域)			備考	1	高島市	今津町角川		(略)				8	高島市	朽木荒川		(略)				18	高島市	朽木平良		19	高島市	朽木古川		20	高島市	安曇川町上古賀		<p>表3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (大飯発電所3、4号炉)</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>市名</th> <th>町丁大字名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>高島1</td> <td>高島市</td> <td>今津町角川</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>高島8</td> <td>高島市</td> <td>朽木荒川の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>高島18</td> <td>高島市</td> <td>朽木平良の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島19</td> <td>高島市</td> <td>朽木古川の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島20</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町上古賀の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> </table> <p>注：<u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u></p>	No.	市名	町丁大字名	備考	高島1	高島市	今津町角川		(略)				高島8	高島市	朽木荒川の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	(略)				高島18	高島市	朽木平良の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	高島19	高島市	朽木古川の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	高島20	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	・記載の適正化
(高島市地域)			備考																																																																
1	高島市	今津町角川																																																																	
(略)																																																																			
8	高島市	朽木荒川																																																																	
(略)																																																																			
18	高島市	朽木平良																																																																	
19	高島市	朽木古川																																																																	
20	高島市	安曇川町上古賀																																																																	
No.	市名	町丁大字名	備考																																																																
高島1	高島市	今津町角川																																																																	
(略)																																																																			
高島8	高島市	朽木荒川の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																																
(略)																																																																			
高島18	高島市	朽木平良の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																																
高島19	高島市	朽木古川の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																																
高島20	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																																
90	<p>表4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (高浜発電所)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(高島市地域)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>高島市</td> <td>朽木小入谷(対象区なし)(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高島市</td> <td>朽木生杉(対象区なし)(注)</td> <td></td> </tr> </table> <p>注：<u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u></p>	(高島市地域)			備考	1	高島市	朽木小入谷(対象区なし)(注)		2	高島市	朽木生杉(対象区なし)(注)		<p>表4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (高浜発電所)</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>市名</th> <th>町丁大字名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>高島1</td> <td>高島市</td> <td>朽木小入谷の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島2</td> <td>高島市</td> <td>朽木生杉の一部</td> <td>UPZ内に地域コミュニティなし(注)</td> </tr> </table> <p>注：<u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u></p>	No.	市名	町丁大字名	備考	高島1	高島市	朽木小入谷の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	高島2	高島市	朽木生杉の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)	・記載の適正化																																								
(高島市地域)			備考																																																																
1	高島市	朽木小入谷(対象区なし)(注)																																																																	
2	高島市	朽木生杉(対象区なし)(注)																																																																	
No.	市名	町丁大字名	備考																																																																
高島1	高島市	朽木小入谷の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																																
高島2	高島市	朽木生杉の一部	UPZ内に地域コミュニティなし(注)																																																																

大字の一部がUPZである地域のイメージ



表記：○○ (町) △△

(UPZ内に地域コミュニティなし)

注：地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。